京都府公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び情報機器をリース契約により府又は市町村に提供する民間事業者（以下「補助事業者」という。）が実施する公立学校情報機器整備事業（以下「整備事業」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより､予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和６年１月29日文部科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）第３（１）に基づいて補助事業者が行う整備事業とする。

（交付対象経費）

第３条　補助金の対象経費は、運営要領別添の第３（１－１）、（１－２）又は（２）においてそれぞれ定められている対象経費とする。

２　補助金の額は、運営要領別添の第３（１）又は（２）の定めに基づいて算定する。ただし、運営要領別添第３（１）に定める事業に係る補助金の額は、運営要領第２（３）①アで定める整備事業計画の範囲内で交付するものとする。

３　教育長は、必要に応じて市町村ごとに補助金額の上限を提示することができる。

（交付申請）

第４条　規則第５条の規定による交付申請書は、別記様式１－１、別記様式１－２又は別記様式１－３とし、別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、市町村と民間事業者がリース契約により共同で実施する場合は、市町村と民間事業者が共同で申請を行うものとする。

３　前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更の承認申請）

第５条　規則第９条の規定による承認に係る申請書は、[別記様式４－１、別記様式４－２又は別記様式４－３](file:///%5C%5CJM0026-SMB1%5C%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E7%AD%89%5C%E6%95%99%E8%82%B2%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%5C%E5%90%84%E8%AA%B2%E5%B0%82%E7%94%A8%5CICT%E6%95%99%E8%82%B2%E6%8E%A8%E9%80%B2%E8%AA%B2%5C01_%E4%BC%81%E7%94%BB%E4%BF%82%5C%E2%97%87%E5%9F%BA%E9%87%91%E5%89%B5%E8%A8%AD%E3%83%BB%E9%81%8B%E7%94%A8%5CR6%5C51%20%EF%BC%88%E8%A6%81%E7%B6%B1%E6%94%B9%E6%AD%A3%EF%BC%89%E4%BA%A4%E4%BB%98%E8%A6%81%E7%B6%B1%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%5C%E4%BA%AC%E9%83%BD%E5%BA%9C%E5%85%AC%E7%AB%8B%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%83%85%E5%A0%B1%E6%A9%9F%E5%99%A8%E6%95%B4%E5%82%99%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%B2%BB%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E4%BA%A4%E4%BB%98%E8%A6%81%E7%B6%B1%E3%81%AE%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%5C02%20%E5%88%A5%E8%A8%98%5C04_%E9%83%BD%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E4%BA%A4%E4%BB%98%E8%A6%81%E7%B6%B1%EF%BC%88%E4%BA%A4%E4%BB%98%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E5%86%85%E5%AE%B9%E5%A4%89%E6%9B%B4%E6%89%BF%E8%AA%8D%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8%EF%BC%89%E5%88%A5%E8%A8%98%E6%A7%98%E5%BC%8F%EF%BC%88%EF%BC%94%EF%BC%89.docx)により、変更の理由発生後速やかに教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（事業の中止又は廃止）

第６条　補助事業者は、整備事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記様式６－１、別記様式６－２又は別記様式６－３により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

２　教育長は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を別記様式７－１、別記様式７－２又は別記様式７－３により補助事業者に通知するものとする。

（事業の遅延報告）

第７条　補助事業者は、整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しを別記様式８－１、別記様式８－２又は別記様式８－３により、教育長に報告しなければならない。

（実績報告）

第８条　規則第13条に規定する実績報告書は、別記様式９－１、別記様式９－２又は別記様式９－３とし、関係書類を添えて教育長が別に定める期日までに教育長に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第９条　補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式11による報告書を教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、前項の報告書があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（取得財産の処分の禁止等）

第10条　整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、この整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、教育長の承認を受けた場合はこの限りでない。

（取得財産の処分に係る収入の取扱い）

第11条　前条の規定により、教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

（補助金の経理）

第12条　補助事業者は、整備事業の経理について、整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この交付要綱は、令和６年４月24日から施行する。

 附　則

この交付要綱は、令和７年３月10日から施行する。